○農林水産省告示第二千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県大田市波根町字越谷二九一〇の二九（国有林）、字沼谷二九二三の七（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字荻原四一九の三、一三八八の三、一三八八の九、一三八八の三八、一三八八の三九、二一六一、二一八〇の四、二一八八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字荻原四一九の三（次の図に示す部分に限る。）、一三八八の三、一三八八の九、一三八八の三八、一三八八の三九、二一六一、二一八〇の四、二一八八の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白石市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県山梨市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山梨市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十六号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター

2　登録更新年月日　平成二十六年五月二十六日

3　登録認証機関の所在地　東京都中央区日本橋富沢町7番19号

4　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、L（繊維）、S（日用品）、Z（その他）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　本部

東京都中央区日本橋富沢町7番19号

二　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　東部事業所

東京都中央区日本橋富沢町7番19号

三　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　中部事業所

愛知県名古屋市北区辻本通1番19号

四　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　西部事業所

大阪府大阪市中央区定盤町2丁目3番25号

○農林水産省告示第二千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県山梨市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山梨市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）